

ゆかい村再発見プロジェクト業務委託仕様書

1. 業務名

ゆかい村再発見プロジェクト

2. 委託期間

契約の翌日から令和3年3月25日まで

3. 事業目的

本事業は、外部の視点を持つ学生等と地域住民が連携して、ゆかい村（風間浦村）の良さを見つめなおし、魅力的な地域資源を商品やサービスにすることで、地域経済の活性化をはかり、持続可能な地域づくりを目指していくことを目的とする。

4. 事業内容

本事業は平成29・30年度、令和元年度に実施したゆかい村再発見プロジェクトを活かした内容とし①~⑥を満たすものとする。

- ① ゆかい村ポータルサイト
 - ・ポータルサイトの情報拡充
 - ・新公衆浴場の専用ページ制作
- ② セミナー・ワークショップの開催（年2回以上）
テーマ⇒①村民ライター育成講座 ②新浴舎を中心とした温泉街の活性化
※村民ライター育成講座開催後のアフターフォローも含む
- ③ 湯治教本の修正
新浴舎を追加修正し2,000部（B5サイズ）
- ④ 湯治動画の制作
湯治教本に基づいた動画の制作
内容⇒「湯治」に関するコンテンツの追加
- ⑤ ホームページ訪問数増加のための取り組み
内容⇒インターネット広告の設定・運用
- ⑥ その他事業目的を達成するために必要な事項

5. 提案に係る要件

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 本業務の指導者として従事する者は、十分な能力（知識及び経験を有する）

持つ者とする事。

- ② ひとつづくり・地域おこし等に精通した者をコーディネーターとし、村民の意見交換を交えながら事業を推進すること。
- ③ 調査・研究等に関する旅費は、風間浦村職員等の旅費に関する条例に準じる金額とすること。
- ④ 宿泊費は、1泊2食あたり税込9,000円を上限とすること。

6. 報告義務

- ① 受託者は、契約後速やかに事業計画書を発注者に提出すること。
- ② 受託者は、本事業終了後に業務実績報告書を発注者に提出すること。

7. その他

本仕様書に規定がない事項について疑義が生じたときは、発注者、受託者協議の上決定するものとする。